

第1章 総則

(規程の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人清風会が老人福祉法第15条第4項の規定に基づく設置の認可を受け、介護保険法第86条第1項の規定に基づく指定を受けた特別養護老人ホーム洗寿園(以下「施設」という。)の運営に関する事項を定め、効率的な施設運営と入所者に対する適切な処遇を確保することを目的とする。

(施設の目的及び運営の方針)

第2条 施設は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものとする。

2 施設は、入所者の意志及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って指定介護福祉施設サービスを提供するように努めるものとする。

3 施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(施設の名称等)

第3条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称 特別養護老人ホーム 洗寿園

所在地 福岡市博多区金の隈三丁目24番55号

(入所定員)

第4条 施設の入所定員は、100名とする。

(定員の遵守)

第5条 施設は、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならないものとする。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

第2章 職員の職種、員数及び職務の内容

(職員の職種及び員数)

第6条 施設に、次の職員を置くものとする。

- | | |
|--------------|------|
| (1) 施設長(管理者) | 1名 |
| (2) 事務員 | 1名以上 |
| (3) 医師(嘱託) | 1名以上 |

- (4) 生活相談員 1名以上
- (5) 看護職員 3名以上
- (6) 介護職員 31名以上
- (7) 機能訓練指導員（兼任） 1名
- (8) 介護支援専門員（兼任） 1名以上
- (9) 栄養士 1名

2 前項に定めるもののほか、必要に応じ予算の範囲内でその他の職員を置くことができる。

（職務の内容）

第7条 前条に掲げる職種の職務内容は、次のとおりとし、職員の具体的な業務分担については別に定める。

- (1) 施設長 理事会の決定する方針に従い、施設の運営管理を統括すること。
- (2) 事務員 施設の庶務及び経理の事務処理に関すること。
- (3) 医師 入所者の診察と健康管理及び保健衛生の指導に関すること。
- (4) 生活相談員 入所者の生活相談、指導に関すること。
- (5) 看護職員 医師の指示による入所者の看護、保健衛生に関すること。
- (6) 介護職員 入所者の日常生活の介護に関すること。
- (7) 機能訓練指導員 入所者の機能訓練指導に関すること。
- (8) 介護支援専門員 入所者の施設サービス計画の作成に関すること。
- (9) 栄養士 献立の作成、栄養の計算、食品の管理及び調理指導に関すること。

（勤務態勢の確保等）

第8条 施設は、入所者に対し、適切な指定介護福祉施設サービスを提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めるものとする。

2 施設は、当該施設の職員によって指定介護福祉施設サービスを提供するものとする。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさないものに業務については、この限りではない。

3 施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。

第3章 入所及び退所

（内容及び手続の説明及び同意）

第9条 施設は、指定介護福祉施設サービスの提供に際しては、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について文書により入所申込者の同意を得るものとする。

（受給資格等の確認）

第10条 施設は、指定介護福祉施設サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

2 施設は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護福祉施設サービスを提供するように努めるものとする。

(入退所)

第11条 施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、指定介護福祉施設サービスを提供するものとする。

2 施設は、正当な理由なく、指定介護福祉施設サービスの提供を拒んではならないものとする。

3 施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を供与することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じるものとする。

4 施設は、入所申込者の入所に際しては、その者の心身の状況、病歴等の把握に努めるものとする。

5 施設は、入所者について、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかを、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の職員の間で検討するものとする。

6 施設は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行うものとする。

7 施設は、入所者の退所に際しては、居宅介護支援事業者に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めるものとする。

(要介護認定の申請に係る援助)

第12条 施設は、入所の際に要介護認定を受けていない入所申込者について、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、入所申込者の意思を踏まえ、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。

2 施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行うものとする。

(入退所の記録の記載)

第13条 施設は、入所に際しては入所の年月日及び施設の名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該者の被保険者証に記載するものとする。

(入所者の入院期間中の取扱い)

第14条 施設は、入所者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合であって、入院後おおむね3月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該施設に円滑に入所することができるようにするものとする。

第4章 施設サービスの内容

(施設サービス計画の作成)

第15条 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明

らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握するものとする。

2 計画担当介護支援専門員は、入所者及びその家族の希望、入所者について把握された解決すべき課題に基づき、当該入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に当たる他の職員と協議の上、指定介護福祉施設サービスの目標及びその達成時期、指定介護福祉施設サービスの内容、指定介護福祉施設サービスを提供する上で留意すべき事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成するものとする。

3 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案について、入居者に対して説明し、同意を得るものとする。

4 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後においても、指定介護福祉施設サービスの提供に当たる他の職員との連絡を断続的に行うことにより、施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、入所者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行うものとする。

5 第1項から第3項までの規定は、前項に規定する施設サービス計画の変更について準用する。

(施設サービスの取扱方針)

第16条 施設は、入所者について、その者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等に応じて、その者の処遇を妥当適切に行うものとする。

2 指定介護福祉施設サービスの提供は、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行うものとする。

3 施設の職員は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行うものとする。

4 施設は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行わないものとする。

5 施設は、自らその提供する施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(介護)

第17条 介護は、入所者に自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行うものとする。

2 施設は、1週間に2回以上、適切な方法により、入所者を入浴させるものとする。ただし、医師の指示により入浴させることができない場合は、身体の清拭を行うものとする。

3 施設は、入所者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行うものとする。

4 施設は、おむつを使用せざるを得ない入所者については、適切に取り替えるものとする。

5 施設は、入所者に対し、前各項に規定するもののほか、離床、着替え、整容等の介護を適切に行うものとする。

6 施設は、入所者に対し、その負担により、施設の職員以外の者による介護を受けさせてはならない。

(食事の提供)

第18条 食事の提供は、栄養並びに入所者の身体の状態及び嗜好を考慮したものとする。食事

の時間は、朝食 8 時、昼食 1 1 時 4 0 分、夕食 1 7 時から 1 8 時とする。

2 食事の提供は、入所者の自立の支援に配慮して、可能な限り、離床して食堂で行うよう努めるものとする。

(相談及び援助)

第 1 9 条 施設は、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

(社会生活上の便宜の供与等)

第 2 0 条 施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行うものとする。

2 施設は、入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行うものとする。

3 施設は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めるものとする。

(機能訓練)

第 2 1 条 施設は、入所者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行うものとする。

(健康管理)

第 2 2 条 施設の医師又は看護職員は、常に入所者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のため適切な措置を採るものとする。

2 施設の医師は、その行った健康管理に関し、入所者の健康手帳に必要な事項を記載するものとする。

(衛生管理)

第 2 3 条 施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。

2 施設は、当該施設において感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(協力医療機関)

第 2 4 条 協力医療機関及び協力歯科医療機関は、次のとおりとする。

協力医療機関及び協力歯科医療機関

・金隈病院 (内科・歯科・理学診療科)

所在地 福岡市博多区金の隈三丁目 2 4 番 1 6 号

・秦病院 (内科・外科・整形外科・リウマチ科・リハビリテーション科・放射線科)

所在地 大野城市筒井一丁目 3 番 1 号

(利用料等の受領)

第 2 5 条 施設は、法定代理受領サービスに該当する指定介護福祉施設サービスを提供した際に

は、入所者から別表 1 に掲げる利用料の一部及び食事の負担額の支払を受けるものとする。

ただし、入所者が利用料等の減免の認定を受けているときは、その認定に基づく支払を受けるものとする。

2 施設は、前項に定めるもののほか、別表 2 に掲げるその他の費用の支払を受けることができる。

3 施設は、前項に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用についての説明を行い、入所者の同意を得るものとする。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第 26 条 施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護福祉施設サービスに係る費用の支払を受けた場合は、その提供した施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付するものとする。

第 6 章 施設利用に当たっての留意事項

(留意事項)

第 27 条 入所者は次の事項を守らなければならない。

(1) 職員の指導に従い、入所者相互の友愛と親和を保ち、日常生活において心身の安定を図るよう努めること。

(2) 施設及び居室の清潔、整頓その他環境衛生の保持のために協力するとともに身の回りを整え、身体及び衣類の清潔に努めること。

(3) 建物、備品及び貸与物品は大切に扱うよう努めること。

(4) 火災予防上、次の点については特に注意を払い、火災防止に協力すること。

ア 喫煙は、所定の場所で行うこと。

イ 発火のおそれのある物品は、施設内に持ち込まないこと。

ウ 火災防止上、危険を感じた場合は、直ちに職員に連絡すること。

(5) 飲酒は、特別の場合を除き、原則として認めない。

(面会)

第 28 条 入所者に面会しようとする外来者は、続柄、用件等を施設長に申し出て、その注意事項に従い、面会しなければならない。

(外出・外泊)

第 29 条 入所者が外出又は外泊を希望するときは、事前に施設長に申し出なければならない。

(健康保持)

第 30 条 入所者は、努めて健康に留意し、特別な事由がない限り、施設で行う健康診断、医療を受けなければならない。

(身上変更の届け出)

第 31 条 入所者は、身上に関する重要な事項に変更が生じたときは、速やかに施設長に届け出なければならない。

第7章 非常災害対策

(非常災害対策)

第32条 施設は、災害防止と入所者の安全を図るため、別に定める防災に関する規定に基づき、常に入所者の安全確保に努めるとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

第8章 その他施設運営に関する重要事項

(掲示)

第33条 施設は、当該施設の見やすい場所に、運営規定の概要、職員の勤務の体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。

(秘密保持)

第34条 施設の職員又は職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 施設は、居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入所者の同意を得るものとする。

(利益供与等の禁止)

第35条 施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与しないものとする。

2 施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受しないものとする。

(苦情処理)

第36条 施設は、その提供した指定介護福祉施設サービスに関する入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を設置するものとする。

2 施設は、その提供した施設サービスに関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 施設は、その提供した施設サービスに関する入所者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(地域との連携)

第37条 施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

(事故発生時の対応)

第38条 施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(緊急止やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続き)

第39条 入所者の生命または身体を保護するため緊急止やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続きは次のとおりとする。

- (1) 身体拘束廃止委員会を開催し、身体的拘束等が必要性を検討する。
- (2) 身体拘束廃止委員会の構成員は、施設長、事務長、介護長、主任生活相談員、看護主任、介護副主任、介護職員とする。
- (3) 身体拘束廃止委員会にて、慎重に検討し、①切迫性、②非代替性、③一時性の三つの要件を満たした「やむを得ない場合」であることが判断された場合は、施設長の指示に基づき身体的拘束等を行う。
- (4) 入所者本人または家族等と面接し、「緊急止やむを得ない身体拘束に関する説明書」に基づいて主任生活相談員、看護主任または介護副主任が詳細な説明を行う。
- (5) 入所者本人または家族等の十分な理解と同意を得たうえで「緊急止やむを得ない身体拘束に関する説明書」署名捺印してもらう。
- (6) 実際に身体拘束を行う場合は、態様、時間、心身の状況等を介護・看護記録に記録する。
- (7) 身体拘束・行動制限が行われている場合は、解除することを目標に、身体拘束廃止委員会において継続的に検討する。

(入所者に関する市町村への通知)

第40条 施設は、入所者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知するものとする。

- (1) 正当な理由なしに指定介護福祉施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(記録の整備)

第41条 施設は、従業者、設備、会計及び入所者に対する施設サービスの提供に関する記録を整備し、保存しておくものとする。

- (1) 管理に関する記録
 - ア 事業日誌
 - イ 沿革に関する記録
 - ウ 職員の勤務状況、給与等に関する記録
 - エ 定款及び施設運営に必要な諸規程
 - オ 重要な会議に関する記録
 - カ 年間の事業計画表及び事業実施状況表
 - キ 関係官署に対する報告書等の文書綴
- (2) 入所者に関する記録

- ア 入所者台帳
 - イ 施設サービス計画書
 - ウ 処遇日誌
 - エ 献立その他給食に関する記録
 - オ 入所者の健康管理に関する記録
 - カ 緊急やむを得ない場合に行った身体拘束に関する記録
- (3) 会計に関する記録

(補則)

第42条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附 則

- この規程は、平成12年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成15年11月 1日から施行する。
- この規程は、平成17年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成17年10月 1日から施行する。
- この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成20年 7月 1日から施行する。
- この規程は、平成21年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成24年 4月 1日から施行する。
- この規定は、平成26年 4月 1日から施行する。
- この規定は、平成27年 4月 1日から施行する。
- この規定は、平成27年 8月 1日から施行する。

別表1（第25条第1項関係）

1. 1日あたりの介護福祉施設サービス費の単位数と費用

- 1) 費用換算は単位数に「介護職員処遇改善加算」5.9%を加算して端数を四捨五入した後、1単位あたりの単価である10.45円を乗じて端数を切り捨てた金額。
- 2) 1日あたりの金額は費用換算に0.1を乗じて端数を切り上げた金額。
- 3) 2割負担対象者は、費用換算に0.8を乗じて端数を切り捨てた金額を費用換算から差し引いた金額。

要介護区分	単位数	費用換算	1日あたりの金額	2割負担対象者の1日あたりの金額
要介護1	547単位	6,050円	605円	1,210円
要介護2	614単位	6,792円	680円	1,359円
要介護3	682単位	7,544円	755円	1,509円
要介護4	749単位	8,286円	829円	1,658円
要介護5	814単位	9,007円	901円	1,802円

※ 旧措置入所者の場合は、次のとおり

要介護区分	単位数	費用換算	1日あたりの金額
要介護1	547単位	6,050円	605円
要介護2.3	653単位	7,743円	724円
要介護4.5	781単位	8,642円	865円

2. 全利用者に加算される、1日あたりの加算項目の単位数と費用

- 1) 費用換算は単位数に「介護職員処遇改善加算」5.9%を加算して端数を四捨五入した後、1単位あたりの単価である10.45円を乗じて端数を切り捨てた金額。
- 2) 1日あたりの金額は費用換算に0.1を乗じて端数を切り上げた金額。
- 3) 2割負担対象者は、費用換算に0.8を乗じて端数を切り捨てた金額を費用換算から差し引いた金額。

加算項目	単位数	費用換算	1日あたりの金額	2割負担対象者の1日あたりの金額
看護体制加算（Ⅰ）ロ	4単位	41円	5円	9円
看護体制加算（Ⅱ）ロ	8単位	83円	9円	17円
夜勤職員配置加算（Ⅰ）ロ	13単位	146円	15円	30円
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）※a	18単位	198円	20円	40円
日常生活継続支援加算※a	36単位	398円	40円	80円
認知症専門ケア加算（Ⅰ）※b	3単位	31円	4円	7円
認知症専門ケア加算（Ⅱ）※b	4単位	41円	5円	9円
精神科医師定期的療養指導	5単位	52円	6円	11円
口腔機能維持管理加算（月単位）	30単位	334円	34円	67円
栄養ケアマネジメント体制加算	14単位	156円	16円	32円

※a・※b印の加算は、いずれか一方のみ加算。

※栄養ケアマネジメント体制加算は平成27年10月1日より算定。

2. 追加加算等請求分（該当する場合にのみ加算・1日または1回あたり）

- 1) 費用換算は単位数に「介護職員処遇改善加算」5.9%を加算して端数を四捨五入した後、1単位あたりの単価である10.45円を乗じて端数を切り捨てた金額。
- 2) 1日あたりの金額は費用換算に0.1を乗じて端数を切り上げた金額。
- 3) 2割負担対象者は、費用換算に0.8を乗じて端数を切り捨てた金額を費用換算から差し引いた金額。

加算項目	単位数	費用換算	1日あたりの金額	2割負担対象者の1日あたりの金額
福祉施設利用初期加算	30単位	334円	34円	67円
療養食加算	18単位	198円	20円	40円
看取り介護加算※1	144単位	1,588円	159円	318円
看取り介護加算※2	680単位	7,524円	755円	1,505円
看取り介護加算※3	1,280単位	14,170円	1,417円	2,834円
経口移行加算	28単位	313円	32円	63円
経口維持加算（Ⅰ）※4	400単位	4,430円	443円	886円
経口維持加算（Ⅱ）※5	100単位	1,107円	111円	221円
福祉施設外泊時費用	246単位	2,727円	273円	546円
退所前後訪問相談援助加算	460単位	5,089円	509円	1,018円
退所時相談援助加算	400単位	4,430円	443円	886円
退所前連携加算	500単位	5,538円	554円	1,108円
在宅復帰支援機能加算	10単位	114円	12円	23円

看取り介護加算※1は、死亡日以前4日以上30日以下の加算。

看取り介護加算※2は、死亡日の前日及び前々日の加算。

看取り介護加算※3は、死亡日に加算。

経口維持加算（Ⅰ）（Ⅱ）※4、※5は、一月単位の加算。

3. 1日あたりの居住費（光熱水費相当）

居住費負担段階	金額
第1段階（介護保険負担限度額認定者）	0円
第2段階（介護保険負担限度額認定者）	370円
第3段階（介護保険負担限度額認定者）	370円
第4段階	840円

4. 1日あたりの食事提供に要する費用

居住費負担段階	金額
第1段階（介護保険負担限度額認定者）	300円
第2段階（介護保険負担限度額認定者）	390円
第3段階（介護保険負担限度額認定者）	650円
第4段階	1,550円

別表2（第25条第2項関係）

その他費用

ヘアカット	1,620円～
顔そり	900円